

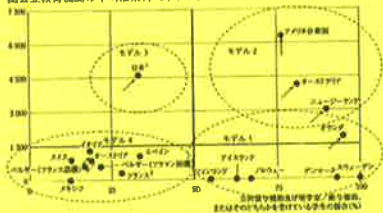
# CPC

# JOURNAL

2018

第6号

国公立教育機関の平均授業料 (米ドル)



CPC  
JOURNAL

1. 授業料は国立公立教育機関のものだが、学生の主体的な選別は私立教育機関に在籍している。  
2. 調査対象機関とする大学の平均授業料は100～1,000ドル。  
矢印は2000年～2008年の推移を示している。『図表で見る教育』(OECD  
インディケーター) 2011年度版に一部加筆。

—光本 滋著『危機に立つ国立大学』

## 特集：大学の危機

- 危機に立つ国立大学、その後 北海道大学准教授 光本 滋
- 大学の危機、「産業政策の中の大学」を転換するために 北海道大学助教 山形 定
- 教員・保育者養成課程と「学問の自由」 大阪青山大学講師 田岡昌大
- 大学、大学教員とは何のためか？
- 国立大学法人の財政難と教員養成学部の社会的責任 横浜国立大学教授 金馬国晴
- 「教職課程コアカリキュラム」がもたらす教職課程の  
授業と教員審査への弊害 横浜市立大学教授 高橋寛人
- 小社出版物案内 / CPC 便り (6)

光本 滋 (北海道大学/教育学・高等教育論)

## 政府主導の組織再編

筆者は、『危機に立つ国立大学』(2015年)の結びで、「いま求められているのは、国立大学の組織運営の自治を否定し、研究・教育組織を破壊することではなく、生かしながら発展させていくことです」と述べた。2011年、民主党政権下の「政治主導」改革が、政府の意向に従う「ミッションの再定義」を国立大学に作文させ、その路線による組織再編を強要するものへと展開していったことに対して、疑念を抱いていたためである。この方向は文科省の行政組織権と結合され、2015年6月8日の「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する文部大臣決定」(16・8決定)となった。「16・8決定」は、いわゆる「文系廃止」論として、マスコミも取り上げ批判した。しかしながら、改革が政治介入とそれに従う不当な行政手続きにより進められていることに対する批判は、大学関係者を含めてほとんど見あたらない(なお、筆者は「16・8決定」を法定の手続きを無視したものと思っていたが、持田夏美氏(元福島大学職員)から、それは「経過措置」により(不当にも)合法化されていたという指摘をいただいた。この場を借りてお礼申し上げたい)。

「ミッションの再定義」に基づく国立大学の組織改革は着々と進められている。その動向の中心は、教員養成系学部に関わっていた教員免許状取得を卒業要件にしない課程、いわゆる新課程を全廃し、その定員と他の学部等の組織から拠出した定員を合わせて新学部等の組織を立ち上げるというものである。その結果、2014年度から17年度までの4年間に実に17の新学部が発足している。これら新学部の名称は、2〜3の例外を除き、「国際」「社会」「地域」「資源」「データ」の語を含んでいる。定員の提供元の学部では、複数の学科を再編して一つにするなど、研究・教育組織の「大括り化」が進行している。

## 高等教育への地域的動員

大学の研究・教育組織は、学問分野の一部が発展し独立することを繰り返しながら発展してきた。こうした動きは特定領域の専門性を高める一方、教員の関心を狭め、組織がタコツボ化する危険もあることは以前から指摘されてきた。そして、**正接領域**との研究交流をしたり、学生や大学院生の指導を共同化するなど、学問分野の細分化や孤立化の弊害を除く努力が行われてきた。

今日、政府主導で行われている大学改革は、こうした動きとは異なり、人材養成を目的として行われているものである。人材は産業政策の視点から、「グローバル」「地域」および「専門技術」を備えた人材の大きく三つに分類されている。2016年にはじまる第3期中期目標期間、国立大学法人の運営費交付金も三つに分類され、再配分されるようになった。再配分後の交付金は使途を特定されるため、既存組織も人件費不足に陥っている。「大括り」の学科がつくられているのも、人件費不足で退職者の補充ができなくなり、複数の学科を維持できなくなったためというのが実態

である。

大学の組織再編はさらに、個別の大学を超えて展開しつつある。名古屋大と岐阜大、帯広畜産大・小樽商科大・北見工業大などが、法人統合へ向けた検討をすすめている。これらはいずれも国立大学のみの組織再編であるが、文科省は、補助金(「私立大学等改革総合支援事業」)を用いて私立大学にも同様のとりくみをさせている。大学は「教育の質的転換」を共通に求められ、「地域発展」「産業界・他大学との連携」「グローバル化」などに対応、分

化すべきとされる。2017年度から補助金メニューに加えられた「プラットフォーム形成」は、国公私立を対象とするものに拡大され、制度化へ向けた検討がすすめられている(中教審大学分科会将来構想部会「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」2017年6月)。地域を単位として、産業振興などの視点から高等教育に関する計画を策定し、複数の大学間で定員をシャッフルしていくとするものである。同じく地域の関係者の協力によりカリキュラムを形成・実施していく専門職大学は法令の整備を終え、2019年度から発足予定である。

現政権が「新しい経済政策パッケージ」として閣議決定した「高等教育無償化」は、教育費負担の減額や奨学金給付の対象となる大学の要件として、実務型教員の比率や外部人材が理事会を構成していることを挙げている。専門職大学をはじめとする改革を資金面からバックアップすることを狙ったものと見てよいだろう。

## 危機克服のために

現代の大学の危機が説かれるとき、それは主に二つのことがらを指している。一つは、大学が自治を喪失することである。もう一つは、大学が社会的な支持を失うことである。大学に自治が求められるのは、研究・教育を通じて学問を発展させるといふ大学の基本的性格を守るためである。

このことは例えば、ユネスコの「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」(1997年11月11日 第29回総会採択)における、次の言葉に表現されている。「自治は、学問の自由が機関という形態をとったものであり、高等教育の教育職員と教育機関に委ねられた機能を適切に遂行することを保障するための必須条件である」。ユネスコのいう「高等教育の教育職員と教育機関に委ねられた機能」は、大学に対する社会からの要請と言い換えることもできるだろう。ただし、何が社会的要請であるかを一義的に決定することはできない。また、現行世代の利害のみに基づいて判断すべきでもない。

したがって、社会は大学に対して、政治的な意思決定手続きとは別個に要請するルートを備えなければならない。それは、設置者別に分断され、格差構造に囲込まれたこれまでの大学統治のシステムとも、政府主導によりすすめられている「プラットフォーム」とも異なるものだろう。大学が学問の自由の擁護と教育を通じて、広範な人びとに対して直接に責任を果たし、そうした組織経営の自律性を追求する中で、さまざまな社会の関係者との共同によりつくりあげていくべきものである。

### 大学の危機とは何か？

大学が社会の一構成要素であることを考えると、社会の変化とともに大学も変化していくことは自然なことである。しかし、変化の激しい国際競争の現代、インターネットが普及し情報が氾濫している中で、日本ではこれまで経験したことがない人口減少が進んでいる。このような中で大学の方向性を考えていく際に肝心なことは、「大学とは何か」について最低限の共通認識を社会で共有することである。さもなければ大学は方向性を誤ってしまう。「大学の危機」と言われる状況をどのような方向で克服していくかは、どのような立場から「危機」をとらえているかによって自ずと答えが異なることにも気を付けなければならない。大事なことは、大学の社会的役割に関する共通認識を持ち、大学が果たすべき社会的役割を損なわないような方向で危機的状況を、克服していくことにある。法人化された国立大学で働く者として周辺の動きについて考えを整理してみたい。

### 国策、「産業政策の中の大学」への動き

戦後一貫し、そして1990年以降急激に加速した日本の大学政策は、大学を産業のためにどう活用するかという視点に立っていたと捉えることができる。終身雇用・年功序列制が前提の時代には、大学全体として企業に十分貢献できる「人材」を選別することを求められていた。企業に地球規模での競争が求められるようになった現在、大学教育に「即戦力」を求める声が増えると同時に、研究面でも大学を活用するための手立てがとられつつある。かつてタブー視された産学共同が当たり前のこととなり、国は科学技術政策の中心に大学を位置づけ最大限利用しようとしている。産業界の影響力が大きい国の科学技術政策にとって役に立つ大学と役に立たない大学を仕分けし、前者に重点的に投資する一方、後者はリストラするという方向は、まさに資本の論理である。

2006年に改定された教育基本法第7条や2007年に改定された学校教育法第83条2項には「大学は、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」という規定が付け加えられた。外国の識者が「まるで、政治を動かしているのは企業であるかのようだ。」と指摘するように、日本においては「社会」という言葉はしばしば「会社」と理解した方がよい状況がある。教育基本法・学校教育法の改定は、大学を企業の発展のために利用するための法的整備とも読めるだろう。

そして事態はさらに進んでいる。宇宙開発の平和目的利用原則の破棄(2012)、武器輸出三原則の廃止(2014)などが進む中、防衛省研究費(安全保障技術研究推進制度)への大学研究者の応募「軍学共同」(2015)が始まったのである。その申請を審査する委員に数多くの大学関係者が名前を連ねているのが現状である。防衛省研究費への大学の参画は、学術会議声明(2017)で抑制的になってはいるが、何よりも大事なことは、それぞれの大学等で「軍事研究とは何か」、

「軍事研究は科学の発展にどのような意味を持つのか」を歴史的事実に基づきながら検証することである。

### 「改革」の現状と大学人の責務

法人化された国立大学で進行中の「改革」手法は最も効果的な「兵糧攻め」である。これまで規定に従って積算されてきた経常的経費が機械的に削減される一方で、新たなプロジェクトに対する一過性の予算措置が進められている。このような状況で従来通りの業務を継続するためには、労働強化が手抜きしか道は残されていないだろう。大学全体への国の予算が決められる中、他大学との間で際限なき競争を強いられるは、それぞれの大学が消耗することは目に見えている。このような状況が非正規雇用労働者も含め、大学で働く人々の労働環境を、危機的状況に陥れている。大学人が政策遂行のために仕組まれた競争によって分断されている状況を自覚し、道理のない大学改革には連帯して声を上げなければこの道は取り返しのつかない所まで突き進んでしまうだろう。多くの大学執行部がトップダウン、企業の経営の下、他大学との競争に負けまいと「イノベーション!」「大学ランキング!」「外部資金!」と旗を振るのに従ってはいは、展望は開けない。短期的な数値目標を追い求める陰で大学が、そして社会が失ってしまうものが何かを問わなければならない。

このような状況を打開し展望を開くことに責任を持つのは、もちろん大学構成員である。大学の教員は教育とともに研究に携わっているが、研究とはあらゆることを疑い、自由・平等・公開の議論の中から権威主義に陥ることなく新しい認識を作り出す作業である。そのような研究者が、自発的な研究活動を阻害するような政策に対して団結して声を上げることは、研究基盤を整備し総体として研究活動を活発化することにつながるだろう。

大学人が、大学の現状を自覚し、これからの方向性を指し示せていないことが、実は最大の大学の危機である。大学の教職員が展望を持っていない中で、学生が大学の教育・研究を将来担おうという意志を持ってなければ、それは本当の意味で大学の危機である。大学はさまざまな声に耳を傾けつつ非営利組織として自らの社会的意味を問い直すための議論を続けることが必要であり、その議論には大学の構成員として学生も参加すべきである。そして大学が耳を傾ける先は開かれた「社会」であり、閉ざされた「会社」ではない。「産業政策の中の大学」に矮小化された今の日本の大学政策は根本的に転換されなければならない。

この間、大学新設に関わって行政が歪められたことに対する抗議行動が各地で行われた。原発再稼働や安保法制反対に続く市民との共同の場に学生を含む大学人が参加したが、このような場で醸成される大学関係者と市民との間の信頼関係の中にこそ今後の大学の在り方を考えるきっかけが期待できるのではないか。その際、基本とすべきことはユネスコ的高等教育世界宣言にある「教育は、人権、民主主義、持続可能な開発および平和のための基本的な柱」である。

田岡 昌大 (大阪青山大学講師/教育学)

今日の大学の教員養成課程には「資質・能力」としての「主体性」が——「学び続ける教員像」や「自ら学ぶ幼稚園教員」といった表現を通じて——求められている。この小論では、この「主体性」と大学の「学問の自由」の関係について考察してみたい。

まず、考察のための補助線として、日本の教育科学運動、保育運動に大きな足跡を残した城戸幡太郎の思想を参照して、原理論的な意味で求められる「主体性」を確認したい。

城戸は、1970年の『幼児教育者の自覚と教養』(『幼児教育学全集』第1巻所収)という論考にて、保育者(『幼稚園や保育所などで保育に従事する者の総称』(『現代保育用語辞典』))の教養として「事実としての保育」「立場としての保育」「問題としての保育」という考え方を提示している。ここでいう「事実」とは、教育や保育を取り巻く事柄や、子どもに関する事柄についての客観的な事象を指す。とはいえ、古典的な論点だが、「事実」から「べき」が直ちに導かれるわけではない。かくして、城戸はこの「事実」に対して、保育者が「立場」をもって関わって「問題」を見出すことを強調する。つまり、保育者であるために必要なことは、この「立場」に関する自覚と、「事実」に関する知識とそこに「問題」を見出し解決することのできる教養なのだといえる。また、この「自覚」と「教養」は、保育者のみでなく、学校の教員も含めて、広義に教育に関わる専門職者に——つまり、教育を考究する立場に共通して求められるものである。こうしたことを1930年代から晩年まで、ある程度一貫して強調したのは、城戸の根底に教育者の主体性への期待があるとみてよい。

この城戸の思想に影響を受けた宗像誠也は、この思想を「絶対主義的な権力」による支配から距離を取る科学主義的な「リアリティー」と、「主体性」に基づいて教育の現実と肉薄するという「ヒューマンスティック」な性質があったと評する。そして、この思想の発展の条件として「学問の自由」があるという(『教育研究法』)。城戸もまた、「学問の自由」と「主体性」を結び付けている(『人格における主体性の形成』1968年)。つまり、「主体性」は、「学問の自由」を条件として発現するのである。

翻って、今日求められる「主体性」には、この思想といくつかの部分で重なり合いを認めることができても、総体としては異なるものであろう。例えば、学習指導要領や幼稚園教育要領、保育所保育指針といったガイドラインの拘束性は言うまでもなく、PDCAサイクルに象徴される「主体性」には、特定の枠組みに拘束された前提が看取される。これを城戸の枠組みで換言すれば、「事実」に対する「立場」が特定の型に枠づけられており、「自覚」はその限りで強調されているに過ぎない。それゆえ、その「立場」の前提を含めて問うこと

は、ここでは求められない。つまり、「立場」という外的な標準への自覚が求められることはあっても、内的な自己への自覚を通じた「立場」が求められるわけではない。もちろん、専門職として教育に携わるためには、何らかの特定の型が必要とは言えないだろう。だが、それで教育と子どもの現実と肉薄する「ヒューマンスティック」な視点が得られるかは、別の問題だろう。

しかし、今や「教職課程コアカリキュラム」(以下、「コアカリ」)の策定に伴い、事態はより懸念される状況にある。「コアカリ」とは、学生が卒業時に身につけておくべき能力と、これに対応したカリキュラムの核(コア)を示したモデルである。その内容についての検討は、例えば『教育』6月号の特集などを参照されたいが、「コアカリ」が含む問題は、「特定の教員像」が外的に設定されること以上に、大学で講じられる学問の内容が外的な基準によって決定されるという状況であろう。

また、こうした動向が保育者養成にも生じれば、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の双方から同時に拘束を受けることとなる。こうなると、最悪の場合、大学の養成課程は外的な基準に対応することだけが至上命題になりかねない。つまり、大学内部で議論することが可能な領域は、その基準に適合しているか否かに縮減される。かくして、大学の理念や学問ではなく、外的に設定されたガイドラインとの適合性が優越する。実際に「コアカリ」でそこまで問題が生じるかは別に検討が必要だろうが、しかし、ここで大学の自治と自由が実質的に崩壊される可能性には、慎重であり過ぎることはないだろう。つまり、ここで懸念されるのは、学生が「主体性」を持った教員・保育者になる前に、大学教育そのものが「主体性」から疎外されるという事態である。

他方で、学生らは、特定の基準に基づいた「主体性」へと動員される。「コアカリ」は、当然、教員・保育者としての資質能力の形成を前提に考えられているだろう。ということは、学生らには特定の「資質・能力」に向けて学び、特定の人格的特性としての「主体性」に寄せていくことが課題化される。それゆえ、ここで学生に課題化されるのは、学問的な思考を通じた「自覚」よりも、知識・技術を上積みし、外的に設定された型と自らの間にある落差をいかに埋めるかに尽くされるだろう。かくして、ここで生じるのは「主体性」への疎外という事態である。

つまり、いま懸念されるのは、大学教育の「主体性」からの疎外と、学生の「主体性」への疎外という二重の疎外である。然らば、いま、二重の疎外を克服するべくすべきは、「学問の自由」が持つ実体的な意味の問い直しだろう。自由を欠いた「主体性」など、矛盾以外の何物でもない。教育者の「主体性」は、そうした「学問の自由」から生まれるのであり、「主体性」は、そうした「自由」を自由に問う中にこそ存在するだろう。



## 大学、大学教員とは何のためか？

### 一国立大学法人の財政難と教員養成学部の社会的責任

#### 金馬国晴(横浜国立大学／教育学)

本学に国立大学法人化の元年に異動して、二つの国立大学の学生・院生の経験と比較もできる自分には、法人化とは、大学を開きし統合「させ」るため、各大学の首をゆくり締め上げる改革を「自主的に」重ねさせるため、に見えてきた。不安と怒りが年々高まる。エッセイでいいとのことなので、具体的なエピソードを並べたい。

(1)大学の予算も個人研究費も減り続けた。光熱水道費さえ捻出できなくなった末路

・暑さが増すと、複数の研究棟に一齐に、冷房を弱めましよう、との放送が入る。契約アンペア(電流)が低く設定されており、上回るなら基本料金が吊り上げられてしまうからだ。

ある講座では、冷房をつけっぱなしで帰った学生がいたからか、ゼミ室に夜間に泊まると叱られる。卒業の会に、頻りに卒論のために寝泊まりして済みません、と謝る学生がいて、かつ皆に助けられた夜だったと感謝していた。どちらの「謝」が褒められることが。

・他の講座では、学生室の使い方も悪かったのか、15時までしかいられなくなったとのこと。確かに光熱費は減らせるが、会話やコミュニケーションも減ることだろう。

・こうした中で、予算の捻出・創出は至上命題だ。そこで本学の「古本募金」。古本を段ボールに詰め、特定の古本屋を呼び運んでもらうと、大学に査定額+100円が寄附される。退職時に不要になった本ならわかるが、対象は卒業生や市民であり、ゼミや研究室、課外活動のOB・OGの集まりに参加するとき配布してほしいの手紙もつく。大学は地域・社会に貢献する団体というより前に、お恵みを頂く何かの団体となったということだろう。

(2)教員養成学部の特殊事情—「社会的」責任と大学教員としての「成長」

・教員就職率で競争させられる。文科省のホームページに公開されるに、本学は下位5位以内だ。入学させた学生を嫌でも教員にさせなければ、学部が潰される。そう思うと、教員にならない、サラリーマンや公務員になると言う学生に怒り、きつくあたってしまう。

学生を説得するには時間をかければいい、とはわかっているが、学生自身も芸能人並みに忙しいため、相談の時間も懇親会の機会もなかなかとれず、予定合わせがとても奇跡的である。

本人のためを考えることなく、18歳で選択した進路を遵守させるのが、この国の教員養成の「社会的」責任となった。いったん会社就職してから教員に転職したい、と考へ出す学生も、数字にならないので否定される。真剣に他の職業を希望する学生にも怒りと失望を覚えるようになった私は、「成長」したのだろうか。高校教員を恨んだりもする。

・組織改組、科目の改編・新設、入試改革などなどを、毎年のように重ねてきたが、ほぼ全ての改革が、教員就職率の向上と文科省や他学部との駆け引きを動機としてきた。同窓会による講座だけでなく、教員採用試験の対策講座を、就職支

援委員会以外の教授陣も分担し総出でやってもきたのだが、どうしても教員の就職率だけは上がらない数年間。

入試他の改革を重ねようとも、教員志望ではない高校生が、面接さえすり抜けて来る。入学してくれた学生に、本学は、強引な強制をしいてほしいからとも思えてくる。他大学では、教員志望でなくても教員採用試験は受けさせる、言われ続けるのでめんどくさくて受験する雰囲気づくり、などがされるそうだ。職業選択の自由を奪った大学が勝つ。

本学の教員は、実践的・業務的な努力は頼まれれば惜しまず、実践上の工夫も自主的に加える雰囲気が残り、積極的な中堅も目立っているなど、救われる。だが、改革の動機がお上・文科省への忖度でしかない限り、改革の意欲と協力は、動機不純だと思う。

(3)では、大学「教員」としての動機がもて、喜びを感じるのは？—生活世界と、システム

私でいえば、ゼミや少人数の演習で、学生・院生との議論が盛り上がったとき、その中で、私の方が教えられた瞬間が、この職は楽しいな—と感じる。私が読んできた読み方が問い直されて、新しい読みが共同で編み出されて、学生から声も挙がる。または講義後や、講義中のワークの中学生で、質問が来て考えさせられたり、会話が続いたり場面がまたいい。

対話・コミュニケーションが織りなす生活世界とは、こういうことをいうのだろう。

私は、システムと生活世界との粹組み(ユルゲン・ハーバマス)で様々な問題が分析できる、という仮説で研究してきた。その目から見ると、国立大学法人化とそれに対する行政、企業からの圧力はシステム化であり、生活世界の植民地化となる。つまり論理的には良さそうに見える合理性が落とし穴で、偶発性や人間としての実感、経験やコミュニケーションが犠牲になるというか、取り込まれて流用される。

官僚や保守系政治家、大企業の経営者らが、大学現場に改革を迫る動機は、秩序維持や競争、自己保身や天下り、汚職という程度に思える。これでは政治、経済といった「システムの奴隷」ではないか。修士論文で戦時下教育を研究した私は懸念する。戦争に賛成した学者や学校教師たちは生真面目で、狂っていたわけではなく、今の方が悪質だ。

私は逆に斜に構え、上記のように人間的な判断ができなくなり、学生を管理の対象や競争のコマ、つまり「人材」という部品に見立てていつている自分を理論的に問い直し、役人ともサラリーマンとも違う、教育者や学者として自覚し、矯正したいと願ってきている。

その願いを一言でいえば、「教育と学問に集中させてほしい」。少なくとも外から、政治・経済の論理だけで責め立てないでほしい。このたび出版した『戦後初期コア・カリキュラム研究資料集』から読み取れると思うが、混乱期の当時からまだ良く、上下関係や競争が緩まり、政治・経済システムが整わなかったためか、まだ教育や学問が、生活世界に近くて柔らかさを持ち、現場からのアイデアが多彩に出し合えた時代、と評価している。「懐かしい未来」(ヘレナ・ノーバック・ホッジ)ともいうが、過去から学べる多彩性も多いだろう。

【日本現代史シリーズ7】戦後教育史研究の必携資料  
**戦後初期コア・カリキュラム  
研究資料集** 第1回配本 東日本編 全3巻

- 編集・解題 金馬国晴（横浜国立大学教授）／安井一郎（獨協大学教授）
- 体裁 B5判・上製 約2,000頁 ISBN978-4-908823-38-1 C3337 ●定価 本体90,000円＋税
- 巻構成 第1巻：解題・資料一覧、北海道・東北・北関東 第2巻：東京・南関東 第3巻：北陸・甲信越・東海

戦後初期、1948年～1950年代に各地の教師が自主的に作成したカリキュラム冊子を厳選して編集複製！！

**戦後教育改革の空白を埋める貴重な資料！**

【日本現代史シリーズ5】

**教育刷新委員会総会  
配布資料集** 全3巻

- 解題 高橋寛人（横浜市立大学教授）
- 定価 本体90,000円＋税
- 体裁 B5判・上製・約1,700頁 ISBN978-4-908823-05-3 C3337

戦後教育改革を研究するには、教育刷新委員会の検討が不可欠である。教育刷新委員会での審議録は、『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』全13巻（岩波書店）として刊行されているが、会議での配布資料は収録されていない！

本書『教育刷新委員会総会配布資料集』では、教育刷新委員会の第1回～第80回総会（1946年9月7日～1948年10月15日）に配布された資料を収録。

【日本現代史シリーズ6】

**教育刷新審議会  
配布資料集** 全4巻

- 解題 井深雄二（大阪体育大学教授・奈良教育大学名誉教授）
- 定価 本体120,000円＋税
- 体裁 B5判・上製 約2,000頁 ISBN978-4-908823-27-5 C3337

『教育刷新委員会総会配布資料集』（全3巻 2016年6月刊）に続き、本書『教育刷新審議会配布資料集』で教育刷新委員会・教育刷新審議会関係の現存する資料をほとんど全部複製。昭和24年6月～昭和27年6月までの簿冊「教育刷新審議会配布資料等」全5冊と付録の簿冊「教育刷新審議会」1冊を収録。戦後教育改革の理念の生成を知る上での第一級資料が完結。

## 「教職課程コアカリキュラム」がもたらす教職課程の授業と教員審査への弊害

高橋寛人 (横浜市立大学/教育学)

### 教職課程コアカリキュラムとは？

2015年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」を受けて、「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が作られた。同検討会は、昨年11月に「教職課程コアカリキュラム」をまとめた。「全国すべての大学の教職課程で、共通的に修得すべき資質能力を示すもの」としてコアカリキュラムを定めて(「教職課程コアカリキュラム」2ページ)、「教職課程の審査・認定及び実地視察において、…活用する」こととしたのである(同前、4ページ)。

大学で新しい学部・学科を設置して学生が教員免許状を取得できるようにするためには、文科省による教職課程認定の審査に合格しなければならぬ。また、免許法令が大幅に変わった場合には、すでに教職課程を置いている大学も再課程認定を受けなければならない。認定を受けた後も、文科省による実地視察が行われる。これらの機会を通じて、教職課程コアカリキュラム(以下「コアカリキュラム」)の内容にそくした授業を強制する構造が生まれた。

改正免許法施行規則は、教員の一種免許状を取得する要件として、教育実習・教職実践演習のほかに、①「教職の基礎的理解に関する科目」を10単位と、②「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を、幼稚園の免許状の場合は4単位、小中学校免許状は10単位、高校は8単位を修得し、さらに③幼稚園は「領域及び保育内容の指導に関する科目」を16単位、小中高等学校は「教科及び教科の指導法に関する科目」を、小学校30、中学校28、高校は24単位修得することとした。

①の内訳を見ると、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」など6つの事項が置かれている。②は学校種によって異なり、幼稚園の場合は3、小中学校は8、高校は6つの事項から構成されている。「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)'の理論および方法」と「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の事項は、どの学校種にも共通である。③については、幼稚園の場合は「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)'、小中高等学校は「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」が置かれている。(これらに加えて、幼稚園では「領域」に関する専門科目、小中高等学校の免許状を取得するためには、国語・社会・数学・理科などの教科に関する科目を履修する。)

コアカリキュラムはそれぞれの事項ごとに目標を並べる形で設定された。上記の1事項につき一つの「全体目標」、2～4つの「一般目標」が定められ、それぞれの一般目標が複数の「到達目標」によって構成されている。各事項のコアカリキュラムに記された「到達目標」の数をみると、5つと6つが1事項、7が2事項、8が最も多くて7事項、9が2事項、10が3事項となっている。

例えば「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」という事項の「到達目標」を見よう。「話法・板書など、授業・保育を行う上での基礎的な技術を身に付けている」や「基礎的な学習指導理論を踏まえて、目標・内容、教材・教具、授業・保育展開、学習形態、評価基準等の視点を含めた学習指導案を作成することができる」が掲げられている。これら2つのほかに6つもの「到達目標」が並んでいるのである。

大学における授業の一般的な単位数は2単位(半期の授業)であるから、事項ごとに2単位または1単位の授業を設定するか、どれか2つの事項を合わせて2単位の授業を置くこととなる。いずれにしても、一つの授業で広汎で高度な「到達目標」をいくつも扱わなければならない。

### 教職課程コアカリキュラムとシラバス

教職課程認定の審査を受けるためには、様々な文書を作成して文科省に提出する。その中に、授業のシラバスがある。シラバスには、授業全体のテーマ・成績評価方法や参考図書などのほかに、各回の授業内容を記載する。さらに、各回ごとにコアカリキュラムの「到達目標」のどれを扱うかを、所定の表に記入しなければならない。「到達目標」をすべてカバーしなければ、シラバスの書き直しを求められる。書き直しなければ認定審査にパスできない。すでに教職課程を置いている大学に対しては、文科省が毎年度一定数を選んで実地視察を行う。このときも、コアカリキュラムに基づいてシラバスがチェックされる。

小中高等学校の場合、学習指導要領が法的拘束性を有するとされているが、個々の授業計画に対して文科省や教育委員会が直接介入することは基本的にない。しかし、大学の教職科目の授業内容は文科省による個別のチェックが行われる。そこで教員は、コアカリキュラムに示された包括的・網羅的な目標が達成されるよう、様々な内容を落ちこぼさずに授業にもり込まなければならない。教職科目の授業プランの立案・作成が、受動的な作業に変質してしまったのである。

このようにして展開される教職科目の授業は、学生からどう評価されるだろうか。学問的な魅力が乏しくならないだろうか。高校時代の悪しき詰め込み授業と同様にならないか。教職科目がつまらなくなって、教職への意欲が薄れたりする学生が出てこないだろうか。

前記「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」は、教職科目だけでなく教科に関する科目についてもコアカリキュラムが「順次整備されることを求めたい」と述べていた(前掲「教職課程コアカリキュラム」2～3ページ)。すでに外国語(英語)のコアカリキュラムが策定されて、シラバスチェックが行われている。

教職科目が各大学で全くバラバラに行われるならば、それは問題である。大学間で一定の共通性を持たせるためにコアカリキュラムをつくるというならば、拘束性を持たない「試案」や「手引書」などとするべき。そうすれば、大学教員は、コアカリキュラムを参考にして、主体性を持って学生・大学の特質や地域にふさわしいカリキュラムを作成することができる。



## 教職課程コアカリキュラムと教員審査

教職課程認定審査においては、担当教員の業績も審査される。教員の業績審査は、教職課程だけでなく、大学の学部や大学院研究科等の設置認可審査の際にも行われる。ただし、それは、それぞれの科目を担当するのにふさわしい研究能力を有するか否かの判定である。そして、授業の内容は審査をパスした担当教員に任せられる。

ところが、コアカリキュラム策定によって授業で扱う内容が明確化されると、授業内容を広くカバーする研究業績が求められるようになった。文科省の説明資料をみよう、例えば、「特別支援教育」（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応した科目）について、①「特別の支援を必要とする生徒等の障害の特性・心身の発達理解」に関する業績だけではなく、②「特別の支援を必要とする生徒等に対する教育課程や支援の方法の理解」に関する業績もないと担当できないことが記されている。「教科教育法」や「道徳教育」なども、授業で扱う内容に関する業績だけでは不十分で、その指導や支援方法に関する業績がないと不合格とされる。しかし、指導・支援に関する論文を書いている研究者・教育者は少ないので、担当教員を得るのは容易ではない。

そもそも研究とは、これまで以上に明らかにされていない新たな事実や法則・理論を探究するものである。研究にはオリジナリティーが必要であるが、オリジナルな研究成果は簡単には得られない。したがって、研究論文を書くためには、一つのテーマを深く追究していく必要がある。いくつもの異なったテーマでオリジナルな知見を見いだすことは困難である。とくに、研究を蓄積して優れた研究成果としてまとめるためには、長年にわたって一貫した研究を続けなければならない。

ところが、コアカリキュラムに連動して教員審査の可否が左右される構造が作られた。優れた研究者であっても、教職科目を担当するためには、本来の研究とは別、コアカリキュラムに定められている内容に関する業績をやる必要がある。審査を通るためのアリバイ作りのために、研究の成果ではないものが「論文」として大学の教職課程紀要などに掲載される。労力と時間と紙のムダである。研究活動が阻害され、教育学の研究水準の向上の妨げとなる。

## 次は教職科目の教科書検定か?

大学の教職課程は、コアカリキュラムに従わなければ認可されず、維持・存続もできなくなった。コアカリキュラムは、大学の授業内容に対する不適切な規制であり、誤った教員審査基準として機能してしまっている。

学校が政府にとって都合のよい教育をさせようとするのは、政治権力の常である。そのための手段の一つが、教師教育を統制することである。次の改革で、教職科目に検定教科書の使用義務が課せられるのではという懸念を抱くのは、考えすぎであろうか。歴史をふり返ると、1943年に、従来中等学校レベルであった師範学校が旧制専門学校段階に昇格した。にもかかわらず、このとき、検定制であった師範学校教科書が国定制になったことが想起されるのである。

## ■CPC 便り (6)

### □□□□今話題の本□□□□

年表で読む福島原発・伊方原発のあゆみ 1940-2016

### 『詳説福島原発・伊方原発年表』

●編著 澤 正宏 (福島大学名誉教授)

B5判・上製・500頁 定価 25,000円＋税

『福島原発設置反対運動裁判資料』や『伊方原発設置反対運動裁判資料』の解題者が精確こめて書き記した年表。

### ■□■□今後の主な企画□■□■

●2018年10月末日 大矢悠三子著

『江ノ電沿線の近現代史』A5判・並製 180頁

定価 1,800円＋税 < CPC シリーズ 8 >

●2018年12月20日 小堀 聡著

『京急沿線の近現代史』A5判・並製 180頁

定価 1,800円＋税 < CPC シリーズ 9 >

●2019年1月末日 三輪宗弘著

『資料の宝庫を求めて』A5判・並製 180頁

定価 1,800円＋税 < CPC シリーズ 10 >

●2019年2月末日 矢嶋道文編

クロス文化学叢書 第3巻

『有徳性の国際比較—日本とイギリス—』

定価 3,300円＋税 A5判・上製 260頁

●2019年4月20日 永江雅和著

『中央沿線の近現代史』A5判・並製 180頁

定価 1,800円＋税 < CPC シリーズ 11 >

●2019年秋

澤 正宏編集・解題『草野心平研究資料集』

定価 90,000円＋税 全3巻

小社は人文語科学分野の領域で3本の〈知的矢〉を射ること、すなわち異文化交流、歴史、文学のジャンルを守備範囲として出版活動を続けたいと願っております。

## ■編集後記■

学術情報誌「CPC JOURNAL」第6号 (通巻第19号) をお届け致します。

◆約6年半ぶりに「CPC JOURNAL」を復刊します。その間いくつかの媒体を通じて新刊案内等を行ってきました。出版不況が叫ばれて大分経ちますが、出版統計などによれば最近の20年くらいで1兆円が縮小したというし、書店も約6割減少 (1999年で22,296店あったのが2017年には12,526店) しているようです。新たな電子媒体も出現して紙媒体での需要は益々減少していきそうです。海外図書館研修で今夏ヘルシンキ大学図書館を訪ねたのですが、驚いたことに電子資料での収集が95%、残りの5%が紙媒体だそうです。ウツハラ大学で共同研究している日本人の研究者は、ほとんど図書館から本を借りずにダウンロードして研究を進めているそうです。北欧の大学図書館のデジタル化は日本よりはるかに進んでいるような気がします。何か手だてを考えないといつも思うのですが紙媒体で本づくりをしてきた小社としてはニッチを生きていしか今のところ方法がありません。地道に人文社会科学分野の史資料の掘り起こしをしていきます。ご支援ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。◆今回の特集〈大学の危機〉では北海道大学の光本 滋先生にコーディネター役をお願いして新たな執筆者をお招きすることができました。紙面を借りて御礼申し上げます。今大学の内外で何が起っているのかこれらのエッセイを読むとリアルに分かります。奮起せよ大学人。(K)

CPC JOURNAL 2018 第6号 2018年10月10日 発行

●発行・編集・クロスカルチャー出版 CPC JOURNAL 刊行委員会

〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町 2-7-6-201

TEL: 03-5577-6707 FAX: 03-5577-6708 webpage: <http://crosscul.com>

頒価 50円 ©記事の無断複製、転載を禁じます。